

大口町告示第103号

大口町自転車等の放置の防止に関する条例（平成24年大口町条例第1号）第11条第1項の規定に基づき、同条例第10条第2項の警告を受けた自転車を撤去し、保管していることを告示する。

令和6年11月8日

大口町長 鈴木 雅 博

- | | | |
|---|------------|-----------------|
| 1 | 保 管 場 所 | 大口町下小口六丁目174番地2 |
| 2 | 保 管 期 間 | 6月 |
| 3 | 保管期間経過後の措置 | 廃棄等の処分 |
| 4 | 撤去した年月日等 | 別表のとおり |

別表

整理 番号	撤去年月日	撤去場所	防犯登録番号	車体番号	車体色
1	令和6年10月24日	下小口学習 等共同利用 施設		YD-152	赤